令和 3 年 12 月 27 日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

- 日本野鳥の会宮古支部 支部長 関川 實
- 日本野鳥の会北上支部 支部長 高橋 知明
- 日本野鳥の会もりおか 代表 佐賀 耕太郎
- 公益財団法人 日本野鳥の会 理事長 遠藤 孝一

# 岩手県の「SGET 岩泉ウインドファーム事業」に係る対象事業実施区域及び その周辺地域における希少猛禽類の生息環境保全に関する緊急要望書

日頃より日本野鳥の会の様々な野鳥保護・自然保護の活動にご理解とご協力を賜り、 深く感謝申し上げます。

さて、岩手県岩泉町南部の有芸地区に計画されている「SGET 岩泉ウインドファーム事業(以下、対象事業という)」に関して、本年9月13日に経済産業省より確定通知が出され、また、環境影響評価法に基づき本年10月15日~11月15日に「SGET 岩泉ウインドファーム環境影響評価書(以下、評価書という)」が縦覧されました。そのため、今後はこの確定通知に基づいて対象事業が具体的に進められることになりますが、それに伴い風力発電施設の建設予定地やその周辺地域(以下、対象地域という)に生息するイヌワシ等の希少猛禽類の生息環境が大きく損なわれる恐れがあります。そこで日本野鳥の会は当該地域の希少猛禽類の生息環境を保全するために下記の点について経済産業大臣に強く要望いたします。

記

#### 1. 要望の内容

確定通知を受けた評価書の中に記載されている希少猛禽類の生息環境保全の対策は事後調査が基本であり、鳥類保全のための予防的措置はほとんど取られていないため、このままでは対象地域におけるイヌワシ等の希少猛禽類の生息環境が損なわれることが危惧されます。環境影響評価法第36条及び第37条には対象事業に係る法人監督者及び主務大臣に対して「当該対象事業につき環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、当該法人に対する監督を通じてこの配慮がなされることを確保するようにすること」を求めております。そこで私どもは貴職に対して、平成29年3月31日付けで公表された環境大臣意見の「2.(2)鳥類に対する影響」の趣旨に立ち戻り、対象事業の工事着工に先立って希少猛禽類の生息環境への悪影響を可能な限り低減するという観点に基づく事前の保全措置を取るように、事業者に指導助言を行っていただくことを強く求めます。また、貴職から岩手県に対して累積的環境影響評価の実施に係る調整等の業務を担うように指導助言を行っていただくことを強く求めます。

## 2. 要望の背景

我が国ではイヌワシの生息数は 400 羽ほどと推定されており、環境省の「レッドリス ト 2020」では絶滅危惧 IB 類に指定されております。また、文化財保護法においては国 の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においても国内 希少野生動植物種に指定されています。イヌワシは岩手県全体では80羽ほどが生息し ておりますが、特にイヌワシの生息密度の高い岩泉町では「繁殖地」も国の天然記念物 に指定されています。しかし、岩手県内各地ではイヌワシの生息地やその周辺地域で多 くの風力発電事業が計画され、そのうちの数件は現在、既に運転を開始しています。そ の結果として、岩手県内各地でイヌワシの繁殖や採餌の適地が減少し、イヌワシの生息 がかなり脅かされているのが現状です。「SGET 岩泉ウインドファーム事業」は事業名 称が「(仮称)岩泉有芸風力発電事業」であった頃より環境影響評価法や県の環境影響 評価条例に基づく手順を経て、現段階に至っております。その過程において希少猛禽類 の生息環境の保全の観点から、岩手県知事や環境大臣より対象事業に対して慎重な意見 が出されておりましたが、最終的には2020年9月2日付の経済産業大臣勧告は対象事 業を条件付きで認可する内容となりました。しかし、その後1年以上を経過して今回の 縦覧に至った評価書でも、経産大臣勧告の示す条件の中で事業者にとって不都合と思わ れる以下の(1)から(7)の項目に関しては検討がなされておりません。このままでは 対象地域に生息する希少猛禽類の生息環境が大きく損なわれる恐れがあります。

## (1) 事後評価では希少猛禽類の生息環境保全が困難であることについて

上記の経済産業大臣勧告では「環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うので、バードストライクの有無及びイヌワシ・クマタカ等の飛翔経路の変化に係る事後調査を適切に実施すること。バードストライク等の重要鳥類に対する重大な影響が認められた場合は『ブレード塗装やシール貼り付け等鳥類からの視認性を高める措置』及び『稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置」を講ずること』を求めております。これに対して事業者は評価書の p. 1287 において「稼働開始後の 5 年間、イヌワシの事後調査を実施。環境影響の程度が著しい場合には専門家の助言や指導を得てさらに効果的な環境保

全措置を講じる。」としておりますが、同時に環境アセスメントの調査結果に対して「大きな不確実性がある」との断り書きも付しております。まず、事業者によるこのような「不確実性」という表現による括りかたは、本来は影響が大きいと判断される事業であっても、調査結果を秘匿することにつながるため、問題があると考えます。また、経済産業大臣勧告を受けて評価書の改善策には「ブレード塗装やシール貼り付け等鳥類からの視認性を高める措置等」が記載されておりますが、既存の風力発電施設においてこれらの対策が、希少猛禽類のバードストライクの防止または低減に有効でないことが環境省や海外の事例からも明らかになっております。

岩手県盛岡市玉山区で現在稼働中の姫神ウインドパークは、かつてのイヌワシの定常的な採餌適地であった場所に立地しておりますが、事業規模が比較的小さいにも関わらず、風力発電施設の稼働後はこの地域でイヌワシの姿は全く見られなくなりました。さらに、対象地域に近隣するイヌワシの営巣地では、この数年以上にわたって繁殖に成功しない状態が続いており、その大きな理由の一つとして挙げられているのは、餌不足です。これらの事例は、事業規模の大小に関わらず希少猛禽類は風力発電施設が立地している地域を忌避し、その結果として近接するイヌワシの採餌適地が損なわれることを示しています。このように、風力発電施設を建設してしまうと、希少猛禽類がその地域を忌避する可能性が高まりますから、事後調査だけではイヌワシの生息環境の悪化に対応できず、あくまでも、事前の予測と対策の実施が不可欠となります。しかし、今回の評価書では、事後調査でイヌワシや渡り鳥の安定的な生息に悪影響があるとの結果が出た場合についての具体的な対策を全く示さず「専門家の意見を聞きながら対処する」との極めて曖昧な記述にとどまっております。

## (2) 累積的環境影響の評価について

上記の経済産業大臣勧告には「本事業の対象事業実施区域の周辺の他事業者による環 境影響評価手続きが進められているため、引き続き可能な限り事業者間で調整し、必要 な情報を共有し累積的な影響を考慮した事業計画とすること」として「累積的環境影響 評価」を適正に評価することを求めております。そして同様の意見が方法書段階での環 境大臣意見にも明白に記載されております。しかし、今回の評価書では他の事業者によ る近隣の5件ほどの風力発電事業計画について事業名称と事業予定地名が記載されるに とどまっており、p. 324 には「他業者と累積的影響に係る検討を情報共有について協議 を行ったものの、情報の入手に至らなかったことから累積的影響の検討は行っていな い」と記載されております。従って、今回の評価書が累積的環境影響を考慮した事業計 画になっていないことを事業者自身も認めた形となっています。このような事態を招い てしまう大きな原因は、同一事業で競い合う事業者同士が互いに事業情報を公表し共有 することの難しさにあります。むしろ累積的影響を適切に評価することができるのは行 政の側であり、イヌワシ等の生息地の保全のための事業除外地域の選定等を行うことが できるのも行政機関であるはずです。従って、環境大臣意見書や経済産業大臣勧告の求 める累積的環境影響の評価に係る事業者間調整やその実施はむしろ県レベルの自治体に 課せられていると考えられます。しかし、この事業の評価書が確定に至るまでの長期間 にわたり、行政機関側では複数の事業者の事業情報を収集したり、調整したりするとい う動きは全く見られませんでした。今後もこのように「累積的環境影響の考慮」の手順 が省かれる状況をそのまま認めていってしまうと、近隣地域に風力発電施設が林立するのを防止・抑制することが困難になり、特に餌場や営巣地を含む広い生息域を必要とする希少猛禽類の生息環境に重大な悪影響を及ぼすことになります。

# (3) イヌワシ生息地における事業計画の見直し内容について

今回の評価書の p. 1256 にイヌワシ生息環境の保全に関わる事業の見直しの流れが示 されており、当初の配慮書作成時より風力発電施設の基数を減らす代わりに施設の規模 を大きくして最高出力を維持する方向で計画が進められております。しかし、このまま 対象事業が進められると山の尾根に林立する風車の全高が 170m 以上となり、環境アセ スメントによる調査で明らかとなったイヌワシの利用高度とも重複し、その結果として イヌワシのバードストライクの発生確率が高まります。既に私どもは事業者宛の準備書 に対する「意見書」の中でこの点を指摘し、「マグナス式風車」など3枚ブレード以外 のタイプの風力発電施設の検討も含めた事業計画の再検討を求めました。しかし、今回 の評価書の中でその点を考慮、検討した形跡は見られません。また、評価書には「イヌ ワシの餌場となりうる対象事業実施区域の南側の放牧地や伐採地から可能な限り隔離を とる計画」との記載もあり、確かに対象事業予定地の中でも特に1号機から3号機の設 置場所の周辺はイヌワシの高頻度飛来地域となっていて、準備書段階の予定から設置位 置が多少移動しています。しかし、それにも関わらずイヌワシの利用頻度が高いこのエ リアは、風力発電施設の設置場所から除外されておらず、このままではこのエリアを頻 繁に狩場として利用している複数ペアのイヌワシの生息環境にかなりの悪影響を及ぼす 恐れがあります。

# (4) 対象事業に関する「鳥類の専門家」の意見について

今回の評価書の p. 325 の「表 8-2-1」に専門家等の意見の概要及びそれらへの事業者 の対応がまとめられております。特に2名の鳥類の専門家の意見を拝見すると、いずれ の専門家も対象事業の予定地の近隣で複数のイヌワシが営巣していることや環境アセス メントの調査結果により当該事業予定地域において極めて高頻度でイヌワシの飛来が確 認されていることなどを承知し、その上で「この事業計画に問題なし」と判定している ようです。一方、令和2年6月に開催された岩手県環境影響技術審査会議事録によれ ば、審査委員長でイヌワシの専門家でもある由井正敏氏が『計画地内飛来数 50 回 (調 香時間8h)を年間に換算(調査時間12h)すると飛来数は397回になる。このような場 所に風車を立てることは常識的にあり得ず、種の保存法第34条、及び文化財保護法第 128条 (B,Dペアは地域指定) にも違反する』と指摘しています。このように、今回の 2 名の鳥類専門家の意見は岩手県在住で現地のイヌワシを熟知している鳥類専門家の方 の指摘と大きく食い違っておりますが、その結論に至った科学的根拠が評価書の中には 示されておりません。もし、鳥類専門家の言うようなイヌワシの「代わりの狩場」が容 易に見つかるという楽観的な意見が妥当なものであるなら、まずはその科学的根拠を評 価書にきちんと示すべきであり、その上で事後の改善策として「代わりの狩場」の創出 の具体的方策を評価書に記述し、実現を目指すべきであろうと思います。

# (5) 事後調査の実施時期とその内容、及び調査結果の事業への反映について

今回の評価書の p. 1284 の「表 10-3-1(2)」には「動物・生態系」に関する事後調査 に関する多くの記述があり、その事後調査の主な対象はイヌワシ・クマタカ等の希少猛 **禽類であるとされております。しかし、この場合の事後調査の内容の大半は「工事期間** 中」のものであり、対象事業が実際に稼働を開始してからの事後調査については、この 要望書の「2-(1)」にも示した「稼働開始後の5年間、イヌワシの事後調査を実施。」 との記述に留まっております。しかも、肝心の「イヌワシの事後調査」の具体的内容は 示されておりません。実際に風力発電施設が希少猛禽類の生息に影響を及ぼす可能性が あるのは稼働開始後のことであり、主な危険要因はバードストライクと風力発電施設の 忌避による狩場(餌場)の放棄の2点です。従って、事業者には施設の稼働開始から廃 棄までの全期間を通して継続的に事後調査を実施し、その調査結果を定期的に公表する ことが求められますし、事後調査の内容や方法等に関する具体的な内容も予め示す必要 があります。例えば、事後調査の実施頻度が低いとバードストライクによる斃死鳥が野 生動物などに持ち去られて実態の把握が困難となりますから、20年程度の稼働期間を 通して2~3日に1度程度の頻度で死骸探索調査を実施する必要があります。北海道の 風力発電施設ではこれまでにオジロワシのバードストライク事故が多発し、野鳥全般の 風力発電施設でのバードストライクの事例も世界各地で膨大な数の報告がなされていま すが、これらはいずれも適正な事後調査に基づいたものが含まれていると考えられま す。さらに、事後調査の結果として希少猛禽類の生息環境への悪影響があると判定され た場合には、本要望書の「2-(1)」にも述べたように風力発電施設の稼働停止を含む抜 本的な対策が取られるべきです。例えばバードストライク事故の発生時にまずは施設の 稼働を止めて適切な改善策の実施を待つことが強く望まれます。また、希少猛禽類によ る風力発電施設の忌避に関しては、今回の要望書の「2-(1)」に示した姫神ウインドパ 一クに限らず、風力発電施設の稼働に伴いイヌワシの姿が見られなくなった事例は各地 で報告されております。従って、対象事業の場合も稼働後にイヌワシの風力発電施設の 忌避が現実となる場合に備えて、専門家の意見に述べられているような「代替え狩場の 創出」の検討が事前に検討されるべきです。しかし、今回の評価書には事前対策と事後 対策のいずれにおいてもこの点に関する記述が欠落しております。

#### (6) 道路および土捨て場について

経産大臣勧告には「道路及び土捨て場についてはその必要性を再度検討し、計画の見直しを行うことで切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに土地の改変を最小限に抑える。改変区域の大幅な変更がある場合は調査・予測及び評価を再度実施する」と記載されております。そして、この点は準備書段階で私どもが事業者に提出した「意見書」の中でも指摘しておりました。しかし、今回の評価書では風車の設置場所が準備書段階から変更されているにもかかわらず、その変更が自然環境保全にとって妥当か否かについての判断の根拠が示されておりません。さらに「残土捨て場」からの土砂や排水の近隣河川への流入の対策が述べられていない点など、防災の観点からも不備があると考えざるをえません。実際に2016年9月の台風により岩泉町では洪水による死亡事故も起こっておりますので、岩泉町民は防災に関して大変敏感になっております。施設からの流出土砂による河川の汚濁や建設工事での地形改変に伴う山林災害の発生の可能

性のあるこの事業に関しては、地元住民の間からも反対の声があがっております。今回 の評価書のままでは対象事業の工事過程や稼働に伴う土砂災害等の可能性も危惧され、 これが周辺の自然環境の破壊にも直結します。

以上